

適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能利用規約 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である

改正後	改正前
(利用の届出) 第3条 本機能を利用しようとする者は、「アプリケーション ID 発行届出情報」を公表サイトからインターネット経由で送信する方法により利用者情報を国税庁に届け出るものとします。 <u>2 前項の利用者情報を国税庁に届け出た後、本機能を利用しようとする者は、別紙1「適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能アプリケーション ID 発行申請書」(以下「発行申請書」といいます。)を国税庁にメールにより申請するものとします。</u> <u>3 アプリケーション ID 発行届出情報に使用するメールアドレスは、別の ID の発行の際に使用していないメールアドレスを届け出るものとし、既に発行された ID にも適用されるものとします。また、アプリケーション ID 発行届出情報に使用するメールアドレスは一つとします。</u> <u>4 利用者は、利用者情報に変更が生じた場合は、公表サイトから変更情報をインターネット経由で送信する方法により速やかに国税庁に届け出るものとします。</u> <u>5 利用者は、発行申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、別紙2「適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能アプリケーション ID 変更申請書」(以下「変更申請書」といいます。)を速やかに国税庁にメールにより申請するものとします。</u> <u>6 利用者は、次の事項について誓約するものとします。</u> <u>イ 本利用規約や個人情報保護法など関係法令を遵守すること</u> <u>ロ 利用者が取得した公表情報を第三者へ提供する際に、「適格請求書</u>	(利用の届出) 第3条 本機能を利用しようとする者は、「アプリケーション ID 発行届出情報」を公表サイトからインターネット経由で送信する方法により利用者情報を国税庁に届け出るものとします。 (新 設) <u>2 アプリケーション ID 発行届出情報に使用するメールアドレスは、別の ID の発行の際に使用していないメールアドレスを届け出るものとし、既に発行された ID にも適用されるものとします。また、アプリケーション ID 発行届出情報に使用するメールアドレスは一つとします。</u> <u>3 利用者は、利用者情報に変更が生じた場合は、公表サイトから変更情報をインターネット経由で送信する方法により速やかに国税庁に届け出るものとします。</u> (新 設) (新 設)

改正後	改正前
<u>発行事業者公表サイトの運営方針」に記載の目的に反することを行わないこと</u> <u>ハ 国税庁が行う臨場又は書面の監査に協力すること</u> (ID の通知及び管理等) 第 4 条 国税庁は、前条第一項及び第二項で届出のあった利用者情報及び申請情報（発行申請書及び変更申請書に記載された事項をいいます。）を審査した上で、ID を発行し、当該 ID をメールで利用者に通知します。 2 省 略 3 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適宜の方法により速やかに国税庁に連絡するものとします。 一～三 省 略 <u>四 申請情報に記載したプログラム・システム等を廃止した場合（別のプログラム・システム等で引き続き利用する場合を除く。）</u> 4～5 省 略 <u>6 国税庁は、利用者が届け出た利用者情報又は申請情報について確認するため、利用者の住所又は本店所在地若しくは主たる事務所、事業所などに臨場又は書面にて監査を行うことができるものとし、利用者はこれに協力することとします。</u> <u>(個人情報保護法など関係法令の遵守)</u> <u>第 4 条の 2 利用者は取得した情報につき個人情報保護法等の規定に基づき管理を行うものとします。</u>	(ID の通知及び管理等) 第 4 条 国税庁は、前条第一項で届出のあった利用者情報を確認した上で、ID を発行し、当該 ID をメールで利用者に通知します。 2 同 左 3 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適宜の方法により速やかに国税庁に連絡するものとします。 一～三 同 左 (新 設) 4～5 同 左 (新 設) (新 設)

改正後	改正前
(禁止事項) 第9条 利用者は、本機能の利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。 一～五 省 略 <u>六 虚偽の利用者情報又は申請情報を届け出ること</u> <u>七 利用者情報又は申請情報に変更が生じた場合に、早期の届け出を怠ったこと</u> <u>八 利用者が取得した公表情報を第三者へ提供する際に、「適格請求書発行事業者公表サイトの運営方針」に記載の目的に反すること</u> <u>九 本機能の利用に当たり、第三者又は国税庁に対し、不利益若しくは損害を与えること</u> 2 省 略 <u>3 利用者は、国税庁から前項の改善要求を受けた場合、速やかに改善を行うものとします。</u> <u>4 国税庁は、利用者が第一項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行った場合若しくは行うおそれがあると認められた場合、第3条各項により届け出ている利用者情報で連絡がつかず、<u>前2項</u>の内容の聴取ができない場合又は前項の改善要求に応じない場合は、本機能の利用を停止することができるものとします。</u> <u>5 前項の規定により、本機能の利用を停止された場合、利用停止となった日から起算して1年間は本機能に係る利用の申請はできません。</u> <u>6 法人番号 Web-API 機能の利用規約第9条に掲げる禁止事項を行い、法人番号 Web-API 機能の利用を停止された場合、本機能の利用を停止することができるものとします。</u>	(禁止事項) 第9条 利用者は、本機能の利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。 一～五 同 左 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 2 同 左 (新 設) <u>3 国税庁は、利用者が第一項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行った場合若しくは行うおそれがあると認められた場合又は第3条各項により届け出ている利用者情報で連絡がつかず、<u>前項</u>の内容の聴取ができない場合は、本機能の利用を停止することができるものとします。</u> (新 設) (新 設)

改正後	改正前
<u>ト等を用いないこと</u> <u>四 定期的に全ての電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認すること</u> <u>五 本機能から取得した情報が漏えい、滅失、き損、改ざん等を行わせないようにすること</u> <u>六 本機能に接続している情報処理機器に対する不正アクセス行為を行わせないようにすること</u> <u>(その他)</u> <u>第 16 条 本機能に利用に当たり、本利用規約に定めがない事項は、国税庁が定めるところによります。</u> <u>附則 (一部改正)</u> <u>本利用規約は、令和 5 年 1 月 20 日から施行します。</u> <u>改正後の第 3 条第 2 項、同条第 5 項、同条第 6 項、第 9 条第 1 項第 6 号に限り令和 4 年 12 月 15 日から施行します。</u> <u>また、国税庁は令和 5 年 1 月 20 日をもって施行前までに発行した ID につき、本機能の利用を停止するものとします。</u> <u>ただし、利用者が令和 4 年 12 月 28 日までに改正後の第 3 条第 2 項の申請書を国税庁に提出し、国税庁が承認した ID を除きます。</u>	(新 設) (新 設)

(新 設)

[illegible]

改正後

番号	議題名	内容	決議内容
2.6.	特別支出削減案に係る 議決事項		
2.6.1.	特別支出削減案として 承認された特別支出削減 案について	議決： 賛成	特別支出削減案として承認することとする。
2.6.2.	そのうち特別支出削減案に 賛成するものについて		特別支出削減案として承認することとする。 4.7.2.2の項により、当該削減内容により削減される費用は、 4.7.4.2の項により、当該削減内容により削減される費用に当該削減内容が加算される。
2.7.	特別支出削減案に係る 議決事項		
2.7.1.	特別支出削減案として承認 された特別支出削減案に ついて	議決： 賛成	特別支出削減案として承認することとする。
2.7.2.	そのうち特別支出削減案に 賛成するものについて	議決： 賛成	特別支出削減案として承認することとする。
3.	議決事項		
3.1.	特別支出削減案に係る 議決事項		
3.1.1.	特別支出削減案として承認 された特別支出削減案に ついて	議決： 賛成	特別支出削減案として承認することとする。
3.1.2.	そのうち特別支出削減案に 賛成するものについて	議決： 賛成	特別支出削減案として承認することとする。
3.2.	特別支出削減案に係る 議決事項		
3.2.1.	特別支出削減案として承認 された特別支出削減案に ついて	議決： 賛成	特別支出削減案として承認することとする。
3.2.2.	そのうち特別支出削減案に 賛成するものについて	議決： 賛成	特別支出削減案として承認することとする。
3.3.	特別支出削減案に係る 議決事項		
3.3.1.	特別支出削減案として承認 された特別支出削減案に ついて	議決： 賛成	特別支出削減案として承認することとする。
3.3.2.	そのうち特別支出削減案に 賛成するものについて	議決： 賛成	特別支出削減案として承認することとする。
4.1.	特別支出削減案に係る 議決事項		
4.1.1.	特別支出削減案として承認 された特別支出削減案に ついて	議決： 賛成	特別支出削減案として承認することとする。

2022.12.15-10

改正前

別紙 2 適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能アプリケーション ID 変更申請書

酒類等流通促進事業委託システム(eb-A)の構築/アプリ ション)の運用管理費

12/22

1. 酒類等流通促進事業委託システム(eb-A)の構築/アプリ ション)の運用管理費

番号	項目名	数量 (単位)	内容	対応費 番号
1.	システム構築			
1.1.	システム構築		法人、個人	
1.2.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知 法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.3.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.4.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.5.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.6.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.7.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.8.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.9.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.10.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.11.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.12.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.13.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.14.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.15.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.16.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.17.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.18.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.19.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	
1.20.	システム構築	口	法人の法人番号の取得及び法人番号の通知	

(新 設)

改正後

改正前

[illegible][illegible]